

平成25年(東)第1479号, 第1908号, 第2207号, 第3154号
平成26年(東)第1532号, 第1983号

回 答 書

平成27年8月21日

申立人ら代理人弁護士 日置雅晴先生
同 濱野泰嘉先生

被申立人代理人弁護士

同

標記事件(以下「本件事件」という)に関して, 申立人ら代理人から, 本件事件の手続外において被申立人に送付された平成27年7月31日付け質問書の質問事項(以下「本件質問事項」という)について, 被申立人は, 下記のとおり, 回答いたします。

記

第1 本件質問事項「第1 平成27年6月29日進行協議でのやりとりについて」について

1 第1の1について

被申立人としては, 避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情が認められることについて争うものではありませんが, 避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情は, 申立人様ら固有の個別具体的なご事情ではなく, 帰還困難区域等から避難をされている被害者の方々に共通して認められるご事情であり, また, かかるご事情は被申立人が既にお支払いしている中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されているものと考えております。この点については, 当日の進行協議期日でもご説明してありますし, 被申立人の平成26年9月17日付け回答書(2)で

詳述したとおりであります。

2 第1の2について

ご指摘の発言は、和解案の考え方が被申立人の考え方とは相容れないという一連の説明の中で申し上げたものであり、被申立人としては、和解案が、避難生活の長期化により将来への不安等が増大したというご事情が認められるとした点については争うものではないという趣旨において申し述べたものです。また、かかるご事情が申立人様ら固有の個別具体的なご事情ではなく、帰還困難区域等から避難をされている被害者の方々に共通して認められるご事情であり、かかるご事情は被申立人が既にお支払いしている中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されているものと考えておりますところ、このような考え方が和解案の考え方とは相容れないという点については、前記「1第1の1について」でご説明したとおりです。

3 第1の3について

本件質問事項第1の3で記載している当職ら代理人の発言部分については、正確には、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を尊重する姿勢に変わりはなく、実際に提示された和解案について被申立人は99%以上受諾しているが、今回の和解案については被申立人の考え方とは相容れないため受諾できない旨の発言です。

4 第1の4について

中間指針の慰謝料（精神的損害）月額10万円については、中間指針等で明記されているとおり、「一人当たり月額10万円を目安とする」という趣旨であると被申立人は理解しており、上限であるとは考えておりません。

5 第1の5について

被申立人は、総括基準（総括委員会平成24年2月14日決定）の精神的損害の増額事由については、総括基準が述べるとおり「下記のいずれかに該当する事由（注、9項目）があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合」に中間指針において目安とされた額よりも増額することができる」と理解しております。

そして、本件事件についての具体的な検討は、被申立人の平成26年9月17日付け回答書（2）及び平成27年4月20日付け準備書面（3）第3のとおりであります。

6 第1の6について

本件事件は、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続であることから、仲介委員は慰謝料の増額事由の存否及び増額事由があると判断した場合にはその増額の具体的金額を決めて、それに基づき当事者双方に和解案を提示する権限を有しているものと被申立人は理解しております。

第2 本件質問事項「第2 東電と仲介委員との考え方の違いについて」

当日の進行協議における当職ら代理人及び被申立人の近藤補償相談室長の発言は、被申立人の主張と相違するものではありません。

第2の1乃至5において指摘する、被申立人の主張と仲介委員の説明との違い及び中間指針との乖離については、被申立人の平成26年6月25日付け回答書、平成26年9月17日付け回答書(2)、平成27年4月20日付け準備書面(3)及び平成27年5月20日付け回答書で詳述したとおりであります。

以上